

令和5年1月12日
国土交通省総合政策局環境政策課

貨物・旅客の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換に関する 貨物・旅客輸送事業者の判断の基準告示の新設イメージについて（案）

1. 貨物の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の 判断の基準（新設）

貨物輸送事業者は、非化石エネルギーの供給の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、貨物の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換を図るために、次に掲げる事項の実施に努める。

非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることがないように留意するものとする。

I 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項（将来的な導入が見込まれる輸送用機械器具や非化石燃料を使用する輸送方法を含む。）

貨物輸送事業者は、1及び2により、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加するよう努める。

- 1 貨物輸送事業者は、（1）から（4）までに掲げる貨物輸送事業について、それぞれに定める輸送を選択すること。
 - （1） 鉄道を使用する貨物輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 電気車又は燃料電池車を使用する輸送
 - （2） 貨物自動車を使用する貨物輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 非化石エネルギー自動車（電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及びバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。以下同じ。）を使用する輸送
 - （3） 船舶を使用する貨物輸送事業

- ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
- ② 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを動力源とする船舶を使用する輸送

(4) 航空機を使用する貨物輸送事業

- ① 化石燃料に代替して持続可能な航空燃料（以下「SAF」という。）を使用する輸送
- ② 水素航空機、電動航空機等の非化石エネルギーを動力源とする航空機を使用する輸送

2 貨物輸送事業者は、荷主等（貨物輸送事業者が輸送する貨物を受け取る者を含む。以下同じ。）又は他の事業者と連携・協力することにより、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択すること。

II 非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

1 非化石エネルギーへの転換の目標

貨物輸送事業者は、2050年カーボンニュートラルに向けて、技術開発の動向、非化石エネルギーの供給及びインフラ整備の状況、各事業者の事業環境等を踏まえつつ、別表第1及び別表第2に掲げる貨物輸送事業者ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、技術的かつ経済的に可能な範囲で目標及び措置の実現に努める。

2 非化石エネルギーへの転換の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

(1) 取組方針の作成及び効果等の把握

① 取組方針の策定

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組方針を定めること。

② 社内体制の構築

貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組の責任者及び推進体制を明確にし、責任者は、以下の責務を果たすこと。

ア ①に規定する取組方針を踏まえて非化石エネルギーへの転換に関する目標の達成のための計画を他の部門と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関に当該計画の承認を受けること。

イ アの計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。

ウ 貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し、社内研修等を行うこと。

③ 非化石エネルギーへの転換の状況把握と取組の見直し

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握すること。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努めること。

ウ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行うこと。

(2) 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

貨物輸送事業者は、別表第3に掲げる貨物輸送事業者ごとに各表に定める措置に計画的に取り組むこと。

附則

- 1 この告示は、今後の技術開発の動向、非化石エネルギーの供給状況、燃料供給に係るインフラ整備の状況等を踏まえつつ、必要な改定をするものとする。
- 2 車両総重量が8トン超の貨物自動車（以下「大型貨物自動車」という。）を使用する貨物輸送事業者に係る非化石エネルギーへの転換の目標の目安については、今後の大型貨物自動車に係る非化石自動車の普及の見込み及び政府目標等の策定状況を踏まえて、2030年度までに定量的な目安を設定することについて検討するものとする。
- 3 船舶を使用する貨物輸送事業者に係る非化石エネルギーへの転換の目標の目安については、今後の政府目標等の策定状況、技術開発の動向及び燃料供給に係るインフラの整備状況等を踏まえて、2030年度までに定量的な目安を設定することについて検討するものとする。

(別表第1) 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準

貨物輸送事業者	指標	目安となる水準
鉄道（電気車） を使用する貨物 輸送事業者	2030年度における外部調達する電気及び 自家発電による電気の使用量に占める非 化石エネルギーの使用量の割合又は外部 調達する電気の使用量に占める非化石エ ネルギーの使用量の割合	59 パーセント
車両総重量が8 トン以下の貨物 自動車（以下 「小型貨物自動 車」という。） を使用する貨物 輸送事業者	2030年度における事業者が保有する車両 総重量が8トン以下の貨物自動車の台数 に占める非化石エネルギー自動車の台数 の割合	5 パーセント
航空機を使用す る貨物輸送事業 者	2030年度における航空機に使用する燃料 の使用量に占めるSAFの使用量の割合	10 パーセント

備考 1 電気の使用量に占める非化石エネルギーの量は、次のとおり算出するものとする。

【P】以下（1）（2）の記載は、「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準」の記載に応じて修正。

（1）外部調達する電気の使用量に占める非化石電気のエネルギーの量

電気使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 電気事業者の非化石エネルギー比率 (%) + (電気使用量 (kWh) - 電気事業者の非化石エネルギー比率 (%)) × 8.64 (MJ/kWh) × 余剰非化石エネルギー相当量の割合 13 (%)

この場合において、電気事業者の非化石エネルギー比率は、特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石電源比率を元に算定し、通常の電力小売契約の場合には、当該電気事業者の「非化石証書の使用状況」を元に算定するものとする。

（2）自家発電による電気の使用量に占める非化石電気のエネルギーの量

電気使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 当該電気の非化石エネルギー比率 (%) × 1.2

備考 2 小型貨物自動車を使用する貨物輸送事業者の目安となる水準に関し、揮発油や軽油を使用したハイブリッド自動車は、非化石エネルギー自動車には該当しないが、エネルギーの使用の合理化に重要な役割を果たすことから、国は、非化石エネルギーへの転換の取組を評価するに当たり、事業者が保有するハイブリ

ッド自動車の台数を参考とするものとする。

備考 3 航空機に使用する燃料の使用量に占める SAF の使用量の割合は、各事業者において国内線及び国際線に係る航空機に使用する燃料の合計値に占める割合とすることができる。

(別表第2) 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準

貨物輸送事業者	目安となる水準
鉄道（内燃車）を使用する貨物輸送事業者	2030年度までに電気車、燃料電池車又は非化石エネルギーを動力源とする車両の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。
小型貨物自動車を使用する貨物輸送事業者	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。
大型貨物自動車を使用する貨物輸送事業者	<p>(1) 政府目標を踏まえ、電動車の導入を促進しつつ、2020年代を目途に、非化石エネルギー自動車の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。</p> <p>(2) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。</p>
船舶を使用する貨物輸送事業者	<p>(1) 2020年代後半以降、船舶のサイズ及び用途に応じて、水素燃料電池船、バッテリー船または将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG船等の導入（運航体制の構築等を含む。）を進めること。</p> <p>(2) 停泊中における陸上から供給される電気及びバッテリー船に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。</p>
航空機を使用する貨物輸送事業者	2050年カーボンニュートラルを踏まえた航空機環境新技術を搭載した機材の導入等を積極的に推進すること。

(別表第3) 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

貨物輸送事業者	取り組むべき措置
鉄道（電気車） を使用する貨物 輸送事業者	(1) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第3条第1項第2号に規定するもの（CCS指定を除く。）をいう。以下同じ。）その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。 (2) 使用する電気を調達するために太陽光発電設備等を導入すること。 (3) 使用する電気を調達するために発電設備を有している場合には、発電設備を新設又は更新する際に、非化石エネルギーへの転換に資する設備を選択すること。 (4) 荷主等又は他の事業者との連携・協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。
鉄道（内燃車） を使用する貨物 輸送事業者	(1) 電気車又は燃料電池車を導入すること。 (2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。 (3) (1) に掲げる車両の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者、荷主等）と協力すること。 (4) (1) に掲げる車両の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。 (5) 荷主等又は他の事業者との連携・協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。
貨物自動車を使用する貨物輸送事業者	(1) 非化石エネルギー自動車を導入すること。 (2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。 (3) (1) に掲げる自動車の導入と一体的に充電等インフラを導入すること。 (4) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者、荷主等）と協力すること。

	<p>(5) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。</p> <p>(6) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。</p> <p>(7) 荷主等又は他の事業者との連携・協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
船舶を使用する貨物輸送事業者	<p>(1) 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを使用する船舶を導入すること。</p> <p>(2) 将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船を導入すること。</p> <p>(3) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。</p> <p>(4) (1) 及び(2) に掲げる船舶の導入や(3) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者(行政機関や製造業者、荷主等)と協力すること。</p> <p>(5) (1) 及び(2) に掲げる船舶の導入や(3) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。</p> <p>(6) 非化石エネルギーへの転換に向けた社員への教育・意識醸成を行うこと。</p> <p>(7) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。</p> <p>(8) 停泊中に陸上電源供給システムを活用すること。</p> <p>(9) 荷主等又は他の事業者との連携・協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
航空機を使用する貨物輸送事業者	<p>(1) SAFの積極的な利用、拡大を行うこと。</p> <p>(2) 航空機環境新技術(航空機・装備品等の電動化、水素航空機等の環境新技術)を搭載した機材を導入すること。</p> <p>(3) (1) に掲げるSAFの利用、拡大や(2) に掲げる機材の導入に向けて、関係者(行政機関や製造業者等)と協</p>

	<p>力すること。</p> <p>(4) 地上動力装置 (GPU) を優先的に使用すること。</p> <p>(5) 荷主等又は他の事業者との連携・協力により非化石エネルギーへの転換が図られる輸送を選択すること。</p>
--	---

2. 旅客の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準（新設）

旅客輸送事業者は、非化石エネルギーの供給の状況その他の事情に応じて、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、旅客の輸送に係るエネルギーの非化石エネルギーへの転換を図るために、次に掲げる事項の実施に努める。

非化石エネルギーへの転換に関する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、当該措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることがないよう留意するものとする。

I 旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項（将来的な導入が見込まれる輸送用機械器具や非化石燃料を使用する輸送方法を含む。）

旅客輸送事業者は、1及び2により、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加するよう努める。

- 1 旅客輸送事業者は、（1）から（4）までに掲げる旅客輸送事業について、それぞれに定める輸送を選択すること。
 - （1） 鉄道を使用する旅客輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 電気車又は燃料電池車を使用する輸送
 - （2） バスを使用する旅客輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 非化石エネルギー自動車（電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及びバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。以下同じ。）を使用する輸送
 - （3） タクシーを使用する旅客輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 非化石エネルギー自動車を使用する輸送
 - （4） 船舶を使用する旅客輸送事業
 - ① 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
 - ② 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを動力源とする船舶を使

用する輸送

(5) 航空機を使用する旅客輸送事業

- ① 化石燃料に代替して持続可能な航空燃料（以下「SAF」という。）を使用する輸送
- ② 水素航空機、電動航空機等の非化石エネルギーを動力源とする航空機を使用する輸送

2 旅客輸送事業者は、利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択すること。

II 非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

1 非化石エネルギーへの転換の目標

旅客輸送事業者は、2050年カーボンニュートラルに向けて、技術開発の動向、非化石エネルギーの供給及びインフラ整備の状況、各事業者の事業環境等を踏まえつつ、別表第1及び別表第2に掲げる旅客輸送事業者ごとに各表に定める目安となる水準を参照し、非化石エネルギーへの転換の目標を定め、技術的かつ経済的に可能な範囲で目標及び措置の実現に努める。

2 非化石エネルギーへの転換の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置

(1) 取組方針の作成及び効果等の把握

① 取組方針の策定

旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組方針を定めること。なお、鉄道及びバスを使用する旅客輸送事業者は、地域公共交通を担うものとして、非化石エネルギーへの転換を通じて、積極的に地域の脱炭素化に貢献する旨を取組方針に含めること。

② 社内体制の構築

旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組の責任者及び推進体制を明確にし、責任者は、以下の責務を果たすこと。

ア ①に規定する取組方針を踏まえて非化石エネルギーへの転換に関する目標の達成のための計画を他の部門と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関に当該

計画の承認を受けること。

イ アの計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。

ウ 旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し、社内研修等を行うこと。

③ 非化石エネルギーへの転換の状況把握と取組の見直し

ア 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握すること。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努めること。

ウ 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の実態、非化石エネルギーへの転換に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行うこと。

(2) 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

旅客輸送事業者は、別表第3に掲げる旅客輸送事業者ごとに各表に定める措置に計画的に取り組むこと。

附則

- 1 この告示は、今後の技術開発の動向、非化石エネルギーの供給状況、燃料供給に係るインフラ整備の状況等を踏まえつつ、必要な改定をするものとする。
- 2 船舶を使用する旅客輸送事業者に係る非化石エネルギーへの転換の目標の目安については、今後の政府目標等の策定状況、技術開発の動向及び燃料供給に係るインフラの整備状況等を踏まえて、2030年度までに定量的な目安を設定することについて検討するものとする。

(別表第1) 非化石エネルギーへの転換の定量目標の目安となる水準

旅客事業者	指標	目安となる水準
鉄道（電気車） を使用する旅客 輸送事業者	2030年度における外部調達する電気及び 自家発電による電気の使用量に占める非 化石エネルギーの使用量の割合又は外部 調達する電気の使用量に占める非化石エ ネルギーの使用量の割合	59 パーセント
バスを使用する 旅客輸送事業者	2030年度における事業者が保有するバス の台数に占める非化石エネルギー自動車 の台数の割合	5 パーセント
タクシーを使用 する旅客輸送事 業者	2030年度における事業者が保有するタク シーの台数に占める非化石エネルギー自 動車の台数の割合	8 パーセント
航空機を使用す る旅客輸送事業 者	2030年度における航空機に使用する燃料 の使用量に占めるSAFの使用量の割合	10 パーセント

備考 1 電気の使用量に占める非化石エネルギーの量は、次のとおり算出するものとする。

【P】以下（1）（2）の記載は、「工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準」の記載に応じて修正。

（1）外部調達する電気の使用量に占める非化石電気のエネルギーの量の算出方法

電気使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 電気事業者の非化石エネルギー比率 (%) + (電気使用量 (kWh) - 電気使用量 (kWh) × 電気事業者の非化石エネルギー比率 (%)) × 8.64 (MJ/kWh) × 余剰非化石エネルギー相当量の割合 13 (%)

この場合において、電気事業者の非化石エネルギー比率は、特定の電力メニュー契約等の場合には、当該メニューの非化石電源比率を元に算定し、通常の電力小売契約の場合には、当該電気事業者の「非化石証書の使用状況」を元に算定するものとする。

（2）自家発電による電気の使用量に占める非化石電気のエネルギーの量の算出方法

電気使用量 (kWh) × 8.64 (MJ/kWh) × 当該電気の非化石エネルギー比率 (%) × 1.2

備考 2 バスを使用する旅客輸送事業者の目安となる水準に関し、揮発油や軽油を使用したハイブリッド自動車は、非化石エネルギー自動車には該当しないが、エネルギーの使用の合理化に重要な役割を果たすことから、国は、非化石エネルギーへの転換の取組を評価するに当たり、事業者が保有するハイブリッド自動車

の台数を参考とするものとする。

備考 3 タクシーを使用する旅客輸送事業者の目安となる水準に関し、揮発油や軽油を使用したハイブリッド自動車は、非化石エネルギー自動車には該当しないが、エネルギーの使用の合理化に重要な役割を果たすことから、国は、非化石エネルギーへの転換の取組を評価するに当たり、事業者が保有するハイブリッド自動車の台数を参考とするものとする。

備考 4 航空機に使用する燃料の使用量に占める SAF の使用量の割合は、各事業者において国内線及び国際線に係る航空機に使用する燃料の合計値に占める割合とすることができる。

(別表第2) 非化石エネルギーへの転換の定性目標の目安となる水準

旅客輸送事業者	目安となる水準
鉄道（内燃車）を使用する旅客輸送事業者	2030年度までに電気車、燃料電池車又は非化石エネルギーを動力源とする車両の導入（運行体制の構築等を含む。）を進めること。
バスを使用する旅客輸送事業者	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。
タクシーを使用する旅客輸送事業者	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。
船舶を使用する旅客輸送事業者	<p>(1) 2020年代後半以降、船舶のサイズ及び用途に応じて、水素燃料電池船、バッテリー船または将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG船等の導入（運航体制の構築等を含む。）を進めること。</p> <p>(2) 停泊中における陸上から供給される電気及びバッテリー船に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加に努めること。</p>
航空機を使用する旅客輸送事業者	2050年カーボンニュートラルを踏まえた航空機環境新技術を搭載した機材の導入等を積極的に推進すること。

(別表第3) 輸送用機械器具等に関し取り組むべき措置

旅客輸送事業者	取り組むべき措置
鉄道（電気車） を使用する旅客 輸送事業者	(1) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第3条第1項第2号に規定するもの（CCS指定を除く。）をいう。以下同じ。）その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。 (2) 使用する電気を調達するために太陽光発電設備等を導入すること。 (3) 使用する電気を調達するために発電設備を有している場合には、発電設備を新設又は更新する際に、非化石エネルギーへの転換に資する設備を選択すること。 (4) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。
鉄道（内燃車） を使用する旅客 輸送事業者	(1) 電気車又は燃料電池車を導入すること。 (2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。 (3) (1) に掲げる車両の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。 (4) (1) に掲げる車両の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。 (5) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。
バスを使用する 旅客輸送事業者	(1) 非化石エネルギー自動車を導入すること。 (2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。 (3) (1) に掲げる自動車の導入と一体的に充電等インフラを導入すること。 (4) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の

	<p>使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。</p> <p>(5) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。</p> <p>(6) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。</p> <p>(7) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。</p>
<p>タクシーを使用する旅客輸送事業者</p>	<p>(1) 非化石エネルギー自動車を導入すること。</p> <p>(2) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。</p> <p>(3) (1) に掲げる自動車の導入と一体的に充電等インフラを導入すること。</p> <p>(4) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。</p> <p>(5) (1) に掲げる自動車の導入又は(2) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。</p> <p>(6) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。</p> <p>(7) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。</p>
<p>船舶を使用する旅客輸送事業者</p>	<p>(1) 水素燃料電池船、バッテリー船等の非化石エネルギーを使用する船舶を導入すること。</p> <p>(2) 将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG燃料船を導入すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 化石燃料に代替して非化石燃料を使用すること。 (4) (1) 及び (2) に掲げる船舶の導入や (3) に掲げる燃料の使用等に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。 (5) (1) 及び (2) に掲げる船舶の導入や (3) に掲げる燃料の使用等に向けて、調査・検討を行うこと。 (6) 非化石エネルギーへの転換に向けた社員への教育・意識醸成を行うこと。 (7) 使用する外部調達電気について、非化石エネルギーの割合が高いものを選択すること又は非化石証書その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書等を取得すること。 (8) 停泊中に陸上電源供給システムを活用すること。 (9) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。
<p>航空機を使用する旅客輸送事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) SAFの積極的な利用、拡大を行うこと。 (2) 航空機環境新技術（航空機・装備品等の電動化、水素航空機等の環境新技術）を搭載した機材を導入すること。 (3) (1) に掲げるSAFの利用、拡大や (2) に掲げる機材の導入に向けて、関係者（行政機関や製造業者等）と協力すること。 (4) 地上動力装置（GPU）を優先的に使用すること。 (5) 利用者又は他の事業者と協力・連携することにより、非化石エネルギーを使用した輸送機関や輸送用機械器具の利用を促進するように取り組むこと。